

整理番号	5-1
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h3>利用証明書</h3>  <p>料金額(自) 天瀬高塚 料金額(至) 大分 23年 5月26日 9時 6分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A34305-269858-534037 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h3>利用証明書</h3>  <p>料金額(自) 大分 料金額(至) 天瀬高塚 23年 5月26日 16時56分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A34305-269858-535034 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料として 4,220円

(令和5年度大分県予算編成の要求状況について県職員と意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野 哲 朗

【令和5年5月分】		自動車登録番号	[REDACTED]	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
18日	18.29	3,000	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	1
22日	11.05	2,000	東九州石油㈱ 大分インターSS	2
25日	18.75	3,000	日田石油販売㈱ 日田SS	3
26日	18.29	3,000	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	4
28日	18.29	3,000	日田石油販売㈱ 日田SS	5
計		14,000	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	78,468 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	79,716 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,248 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	341 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2732	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,824 円 …⑦

注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年5月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月18日 07:41

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-11
18.29L *
(164円) ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥984)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

現金引当金(現金) (現金) (現金)

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
サイトNo 1529-04 データNo9392-9394
00 2023/05/18

領収書番号 2



系内品書 (領収書)
4月~窓吹き前3面に変更致します。
4月~営業終了20時に変更致します。
御了承の程宜しく御願致します。

売上
2023年05月22日 09:08
キャッシュメジャー 様

現金固定
61-01113-000027-001 手

サイトNo. 0035-01
レギュラーガソリン P-4 内税 10%
11.05L.3 @181.00 ¥2000
11200.00

合計 ¥2,000
(内消費税等 ¥182)
(内ガソリン税 @53.80 ¥594)
※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-8000 5千-3000

2023/05/22 (075408)
東九州石油(株) (大分イカ-SS)

大分市大字三芳字西園1773
TEL097-543-1459
担当

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年5月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 3

領収書番号 4

ENEOS

領収書

日田石油販売(株)
日田SS
日田市竹田新町1-1
TEL:0973-22-6255
2023/05/25(木)11:03

上	様
4-811090-00051	193105 0000
売上 現金	手
レギュラー	
021000	¥3000
18.75L	L- 2 N- 2

小計	¥3,000
(10%対象)	¥3,000
内消費税	¥273)
合計	¥3,000

上記にて領収書とさせていただきます
No.6207 担当:0019
POS番号01
2023/05/25

ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月26日 08:12

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
18.29L (164円) ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥984)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000

現金・クレジットカード領収書は、この領収書とは別紙です。

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
レシートNo.3979-01 テーブルNo.7822-7824
004 2023/05/26

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年5月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 5

ENEOS

領収書

日田石油販売(株)

日田SS

日田市竹田新町1-1

TEL:0973-22-6255

2023/05/28(日)09:52

上 様

4-811090-00028 193105 0000

売上 現金 手

レギュラー

021000 ¥3000

18.29L L-2 N-2

小計 ¥3,000

(10%対象 ¥3,000

内消費税 ¥273)

合計 ¥3,000

上記にて領収書とさせていただきます

No.6620 担当:0010

POS番号01

2023/05/28

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政治活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年5月分】

		自動車登録番号							
日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考	
			目的地1	目的地2	目的地3				
25	国道211号線の整備促進に向けて 関係機関と意見交換	自宅	福岡県飯塚市			自宅	117 km		
26	令和5年度大分県予算編成の要求状況 について県職員と意見交換	自宅	県議会			自宅	184 km	高速道路利用	
28	松原ダム・下釜ダムの管理について 関係機関と意見交換	自宅	日田市中津江村			自宅	40 km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								341 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会派名 自由民主党

日 程	令和5年5月25日（木曜日）午後2時30分開会
場 所	パドドゥ・ル・コトブキ 2階メロディーホール （飯塚市片島1丁目7番62号 電話0948-22-5138）
相手方	一般国道211号整備促進期成会
参加議員 氏 名	中野哲朗（日田市選出）
目的・内容 成果等	（目的） 国道211号は、日田市の国道210号を起点とし（高井町交差点）、福岡県東峰村、嘉麻市、飯塚市、直方市等を経由し、北九州市八幡西区（筒井町交差点）の国道3号を終点とする総延長55.4kmの幹線道路である。 本期成会は、沿線自治体の首長と議長をもって構成されており、同路線の現状と課題について学ぶ目的で出席した。
	（内容） ・令和4年度の事業報告並びに歳入歳出決算報告を審議し、承認した。 ・令和5年度の事業計画案と歳入歳出予算案を審議し、承認した。 ・令和4年度の整備実績が報告され、大分県内（日田土木事務所管内）では、日田市大字大肥の橋梁耐震補強事業（1,480万円）及び歩道改修事業（BRT関連、300万円）の2事業であった。 ・令和5年度の整備計画が示され、大分県内（日田土木事務所管内）では、施設改修事業（道路照明、300万円）の1事業が予定されている。
	（成果） 日田と北九州を結ぶ国道211号が、沿線地域の産業・経済・観光の振興と住民福祉の向上を担う道路であることがしっかり認識できた。日田市内については、着実に整備が進んでいるようだが、8月に開業を予定しているBRT（バス高速輸送システム）で、JR日田彦山線の宝珠山駅と夜明駅の間については、国道211号が活用されるため、発生する課題に対しては、しっかりと取り組みたい。 また、福岡県側の課題を解決することが、渋滞の緩和や物流機能の向上をはじめとする地域振興につながると考える。今後も、沿線の自治体や福岡県議と連携して取り組みたい。

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

令和5年5月1日

大分県議会議長 殿

令和5年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成20年9月	令和7年2月1日	12km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年6月分】

口	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	141,956														
6	高速道路通行料		4,220	137,736	4,220												6-1	
15	概算委託料	150,000	0	287,736														
18	高速道路通行料		2,570	285,166	2,570												6-2	
21	事務所賃貸料(7月分)		31,350	253,816	31,350							31,350					6-3	
21	事務所駐車場賃貸料(7月分)		5,500	248,316	5,500							5,500					6-4	
25	高速道路通行料		3,370	244,946	3,370												6-5	
26	高速道路通行料		3,690	241,256	3,690												6-6	
28	高速道路通行料		4,220	237,036	4,220												6-7	
30	自動車燃料代(6月分)		7,120	229,916	7,120												購入明細	
30	自動車燃料代(6月分)		4,011	225,905	4,011												購入明細	
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
			0	225,905	0													
	月計	150,000	66,051	225,905	29,201	0	0	0	0	0	0	36,850	0	0	0	0		

整理番号	6-1
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2 style="text-align: center;">利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 天瀬高塚 料金所(至) 大分 23年 6月 6日 13時 0分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 単種 1</p> <p>取扱番号 A35306-064217-216434 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2 style="text-align: center;">利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 天瀬高塚 23年 6月 6日 16時 58分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 単種 1</p> <p>取扱番号 A35306-064217-217531 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料として 4,220円
 (令和5年度7月補正予算案に係る県職員との意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	6-2
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <div style="text-align: center;">  <p>NEXCO 西日本</p> </div> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>料金所(自)</td> <td>天瀬高塚</td> </tr> <tr> <td>料金所(至)</td> <td>大分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">23年 6月18日 9時12分</td> </tr> <tr> <td>割引前料金</td> <td style="text-align: right;">¥2,110-</td> </tr> <tr> <td>割引△</td> <td style="text-align: right;">¥630-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">通行料金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥1,480-</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A31306-185350-576828</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">019</p>	料金所(自)	天瀬高塚	料金所(至)	大分	23年 6月18日 9時12分		割引前料金	¥2,110-	割引△	¥630-	通行料金	¥1,480-	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <div style="text-align: center;">  <p>NEXCO 西日本</p> </div> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>料金所(自)</td> <td>大分</td> </tr> <tr> <td>料金所(至)</td> <td>九重</td> </tr> <tr> <td colspan="2">23年 6月18日 12時35分</td> </tr> <tr> <td>割引前料金</td> <td style="text-align: right;">¥1,550-</td> </tr> <tr> <td>割引△</td> <td style="text-align: right;">¥460-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">通行料金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">¥1,090-</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A31306-185363-537122</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">019</p>	料金所(自)	大分	料金所(至)	九重	23年 6月18日 12時35分		割引前料金	¥1,550-	割引△	¥460-	通行料金	¥1,090-
料金所(自)	天瀬高塚																								
料金所(至)	大分																								
23年 6月18日 9時12分																									
割引前料金	¥2,110-																								
割引△	¥630-																								
通行料金	¥1,480-																								
料金所(自)	大分																								
料金所(至)	九重																								
23年 6月18日 12時35分																									
割引前料金	¥1,550-																								
割引△	¥460-																								
通行料金	¥1,090-																								

事業名、用途及び内容等

高速道路通行料として 2,570円

(大分県公高教と学校現場の課題について意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	6-3
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

中野 哲 朗

様 No.

★

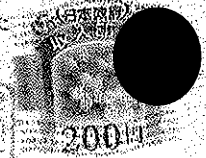
762,700-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 第2光のル家賃7月分 (税込丸)
A5年6月21日 上記正に領収いたしました

登録番号

大分県日田市中央二丁目1番23号
株式会社光会館
代表取締役社長 長野次郎



事業名、用途及び内容等

事務所賃借料 (令和5年7月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (31,350 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主 株式会社光会館 (以下「甲」という。)と借主(中野 哲朗 (以下「乙」という。))は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第2光ビル	5階	504号室
			区画番号()	
	所在地	(住居表示) 大分県日田市田島2丁目1-20		
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u> ・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(6)階建		
	種類	事務所	新築年 月	1978年 11月
面積	37.62㎡			
附属施設	エアコン2台			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として使用

頭書(3) 契約期間

令和5年 7月 / 日 から 令和 7年 6月 30日まで	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 / 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 57,000 円 (消費税別途 5,700 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷金	114,000 円 (賃料2カ月分)
附属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 1カ月分)
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本数	2本	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	光興産(株) 代表取締役 長野次郎	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社光会館
	住所	大分県日田市中央2丁目1-23

管理業者	商号又は名称 光興産株式会社	
所在地	大分県日田市中本町7-12	TEL 0973-23-0157
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

期間満了時において甲または乙が相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は同一条件で更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本物件は現状渡しとなりますので、室内の設備、通信、電話回線などはあらかじめ甲の承諾の上、乙の責任と負担で設置するものとします。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月21日

甲・貸主	氏名	大分県日田市中央二丁目1番23号 株式会社光会館		TEL
	住所	代表取締役社長 長野次郎		
乙・借主	氏名	中野哲朗	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	円		

	A	B		
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	大分県日田市中本町7-12 0973-23-0157	主たる事務所 所在地・TEL	大分県日田市三本松2丁目1-5 0973-22-0528
	商号又は名称	光興産株式会社	商号又は名称	株式会社ニッポープランニング
	代表者の氏名	長野 次郎	代表者の氏名	十時 康裕
	免許証番号	大分県 大臣 (13) 第295号 知事	免許証番号	大分県 大臣 (7) 第2338号 知事
	免許年月日	平成 30 年 9 月 11 日	免許年月日	令和 4 年 12 月
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号	(大分) 第 号	登録番号	(大分) 第 号
	業務に従事する 事務所名	光興産株式会社	業務に従事する 事務所名	株式会社ニッポープランニング
	事務所所在地 TEL	大分県日田市中本町7-12	事務所所在地 TEL	大分県日田市三本松2丁目1-5

※罫は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 6-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 中野哲朗 様 No. _____

金額 7,100.00

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 第二ビル駐車場2台 7月分
 R5年6月21日 上記正に領収いたしました
 日田市中本町7番12号
光興産株式会社
 代表取締役 長野次郎

収入印紙

登録番号

GR1622

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場賃借料 (令和5年7月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (5,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 光興産株式会社 以下「甲」という)と 賃借人 中野 哲朗 (以下「乙」という)は、甲が所有する第1条記載の駐車場(以下「本物件」という)に乙が駐車するため次の通り契約を締結した。よって、その証としてこの契約書2通を作成し、署名捺印のうえ各自1通を所持する。

(駐車場の表示)

第1条 所在地：日田市田島2丁目254番地
名称：第2光ビル専用駐車場
駐車区画番号：24.25

(使用目的)

第2条 乙は本物件を駐車場の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第3条 ①賃貸借期間は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの年間とする。
②期間満了時において甲または乙が相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(期間内解約)

第4条 甲または乙は1ヵ月の予告をもってこの契約を中途解約することが出来る。

(契約台数及び駐車料)

第5条 ①契約台数 2台。駐車料は月額合計 11,000円也(消費税込み)とし、乙は毎月末日限り、その翌月分を甲の指定する下記銀行口座に振込み支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。
但し、1ヵ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割計算とする。

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義
			光興産株式会社

②金利の変動、土地に対する公租公課、その他経費の増減、近隣類似物件の駐車料の変動、その他経済情勢の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるときは、甲、乙協議のうえ、これを改定することが出来る。

(禁止行為)

第6条 乙は次の行為をしてはならない。

- ①本物件の全部または一部を第三者に転貸し若しくは使用させること。
- ②他の賃借人及び他の第三者に迷惑となる行為、その他本物件に損害を及ぼすような行為をすること。

(損害の賠償)

第7条 乙または乙の従業員の故意または過失によって本物件、本物件の乙以外の賃借人、または本物件の使用に関し正当な権利を有するほかの利用者に対し、人的及び物的な損害を与えた場合で、かつ乙又は乙の従業員の責めに帰すべき場合、乙が一切これを賠償しなければならない。

(免責)

第8条 本駐車場内において乙または乙の関係者の車両その他物品が天災、火災、その他の原因を問わず、災害、盗難、破損等の損害を受けても甲は一切の責任を負わないことを乙は認諾した。

(契約の消滅)

第9条 天災地変、火災等、その他不可抗力により、本物件の使用が不可能となった場合は、本契約が終了することを双方認諾した。

(契約の解除)

第10条 乙に次の各号の一に該当することがあったときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することが出来るものとし、この場合、甲が損害を被ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することが出来る。

- ①賃料、その他の債務の支払いを1カ月以上怠ったとき。
- ②本物件を第2条の目的以外に使用したとき。
- ③第8条の規定に違反したとき。
- ④他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
- ⑤本契約及び各条項に違反したとき。
- ⑥破廉恥等の行為または社会的、経済的に著しく信用を失墜する事実があったとき。
- ⑦暴力により他人に迷惑を及ぼす恐れのある団体に属することが判明したとき、またはこれに該当する者が常時出入りすることを容認したとき。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要がある時は、訴額に応じて、被告側の本件所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第12条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - ② 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な行動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

第 13 条 乙は末尾記載の「駐車場規則」を遵守しなければならない。

◆駐車場規則◆

1. 場内では徐行運転をすること。
2. 場内においては粗暴な運転をしたり、みだりに警笛を鳴らしたり、エンジンをふかして他の賃借人及び近隣へ迷惑をかけてはならない。
3. もし、他車へ損害を与えた場合は直ちに相手方に届け出て双方で円満に解決すること。
4. 契約外の場所及び駐車禁止の場所には駐車しないこと。

令和 5 年 6 月 21 日

住所 日田市中本町 7-12
賃貸人（甲） 氏名 光興産株式会社
代表取締役 長野 次郎
TEL 0973-23-0157

住所 [REDACTED]
賃借人（乙） 氏名 中野 哲朗
TEL [REDACTED]

整理番号

6-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 日田 料金所(至) 大分光吉第一 23年 6月25日 11時44分 割引前料金 ￥2,590- 割引△ ￥780- ----- 通行料金 ￥1,810-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A06306-256422-013223 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分光吉第一 料金所(至) 天瀬高塚 23年 6月25日 15時46分 割引前料金 ￥2,230- 割引△ ￥670- ----- 通行料金 ￥1,560-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A06306-256436-157222 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">019</p>
---	--

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料として 3,370円

(大分県看護連盟と医療現場の課題について意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()円

整理番号	6-6
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2>利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 天瀬高塚 料金所(至) 大分 23年 6月26日 8時58分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A01306-265677-167015 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <h2>利用証明書</h2>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月26日 15時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,580-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A01306-265947-328918 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料として 3,690円
(令和5年度7月補正予算について佐藤知事と意見交換)

あん分による充当の場合



あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	6-7
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄	
<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 天瀬高塚 料金所(至) 大分 23年 6月28日 8時42分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,110-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット外) 車種 1</p> <p>取扱番号 A09306-287086-499527 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 天瀬高塚 23年 6月28日 15時 5分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,110-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット外) 車種 1</p> <p>取扱番号 A09306-287132-684122 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>

事業名、使途及び内容等
<p>高速道路通行料として 4,220円</p> <p>(第2回定例会に提案される議案について担当職員から聞き取り調査)</p>

あん分による充当の場合
<p>あん分の率 ()</p> <p>あん分による政務活動費の充当額 ()円</p>

一部のみ打ち切り充当した場合
<p>政務活動費充当額 ()円</p>

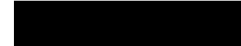
政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年6月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1日	18.18	3,000	株式会社九三石油販売 日田インターSS	1
5日	39.20	6,429	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	2
9日	18.75	3,000	日田石油販売㈱ 日田SS	3
12日	18.29	3,000	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	4
18日	18.29	3,000	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	5
21日	30.12	5,000	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	6
計		23,429	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	79,716 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	81,292 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,576 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	479 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3039	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	7,120 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年6月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1

領収書番号 2

納品書
(領収書)

売上
2023年06月01日 11:20

現金メンバー 様

現金固定J
1-897584-88887 手0001

レギュラー P-5 内税 10%
18.18L @165.00 ¥3000
00120.00

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)
(内ガソリン税 @53.80 ¥978)
※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-7000 5千-2000

愛車の点検・車検は九三石油にお任せください!

中古車も買取・販売しています。
本日はご来店ありがとうございました。
またのお越しをお待ちしています。

2023/06/01 (897584)

株式会社九三石油販売
日田インターSS
大分県日田市清岸寺町1135-1
TEL0973-22-7100
サイトNo.0044-01 担当: R・K
釣銭機処理No. 0969

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月05日 07:46

売上
現金フリー 様

6-950131-09001-000

現金フリー
車両番号 実車番

0026-00 P-02
レギュラー *

39.20L (164円) ¥6,429

(内ガソリン税53.80円 ¥2,109)

合計 ¥6,429

(消費税10%対象 ¥6,429)

内消費税等 ¥584)

お預り ¥10,000

お釣り ¥3,571

電話: 0973-57-2323

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS

大分県 日田市

天瀬町馬原2102-1

TEL:0973-57-2323 SS-950131

サイトNo.6902-01 データNo.7799-7801

0026-00 2023/06/05

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年6月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 3

領収書番号 4

ENEOS

領収書

日田石油販売(株)

日田SS

日田市竹田新町1-1

TEL:0973-22-6255

2023/06/09(金)11:00

上 様

4-811090-00051 193105 0000

売上 現金 手

レギュラー

021000 ￥3000

18.75L L-4N-8

小計 ￥3,000

(10%対象 ￥3,000

内消費税 ￥273)

合計 ￥3,000

上記にて領収書とさせていただきます

No.8077 担当:0001

POS番号01

2023/06/09

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月12日 07:50

売上

現金フリー 様 M

6-950131-09001-000

現金フリー

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P-02

18.29L *

(164円) ￥3,000

(内ガソリン税53.80円 ￥984)

合計 ￥3,000

(消費税10%対象 ￥3,000

内消費税等 ￥273)

お預り ￥3,000

お釣り ￥0

電話:上置日田SS(0973-22-6255) 日田SS

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS

大分県 日田市

天瀬町馬原2102-1

TEL:0973-57-2323 SS-950131

サイトNo 1809-01 データNo4172-4174

002 2023/06/12

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年6月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 5

領収書番号 6

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月18日 08:18

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
18.29L *
(164円) ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥984)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥3,000
お釣り ¥0

販売店: 石田産業株式会社(天瀬SS) 大分県日田市馬原2102-1

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
シートNo.3603-01 データNo0245-0247
004 [REDACTED] 2023/06/18

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月21日 12:13

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-14
30.12L *
(166円) ¥5,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,620)
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,000

販売店: 石田産業株式会社(天瀬SS) 大分県日田市馬原2102-1

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
シートNo.4543-05 データNo3454-3456
002 [REDACTED] 2023/06/21

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政治活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年6月分】		自動車登録番号		[REDACTED]		
日	目的	発	市町村・大字名			備考
			目的地1	目的地2	目的地3	
6	令和5年度7月補正予算案に係る 県職員との意見交換	自宅	県議会			184 km 高速道路利用
8	県議会商工観光企業労働委員会の 所管事務調査での意見交換	自宅	日田市東有田	西部振興局		15 km
14	県議会福祉保健生活環境委員会の 所管事務調査での意見交換	自宅	西部振興局	日田市中城町		7 km
18	大分県公高教と学校現場の課題に ついて意見交換	自宅	大分県府内町			92 km 高速道路利用
18	地域振興について住民と意見交換	大分市	日田市上津江町			129 km
21	県議会総務企画委員会の所管事務 調査での意見交換	自宅	玖珠郡玖珠町			30 km
21	県議会総務企画委員会の所管事務 調査での意見交換	自宅	西部振興局	日田市夜明		22 km
						km
						km
						km
						km
						km
						km
						km
計						479 km

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朝

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年6月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
25日	18.64	3,000	大九石油有限公司 セルフ日田給油所	1
26日	17.66	2,932	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	2
計		5,932	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	34,353 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	35,218 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	865 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	585 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6763	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,011 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年6月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1

領収書番号 2

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月25日 10:43

売上
現金フリー 様 M
6-020388-09003-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
18.64L *
(161円) ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

現金で売上(現金)の場合の領収書は、必ずお預り・お釣りを記載してください。

大九石油有限会社
セルフ日田給油所
大分県 日田市日ノ出町16-4
TEL:097-323-2293 SS-020388
サイトNo 5607-01 データNo5941-5943
002 2023/06/25

ENEOS

納品書(領収書)

2023年06月26日 07:55

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-05
17.66L *
(166円) ¥2,932
(内ガソリン税53.80円 ¥950)
合計 ¥2,932
(消費税10%対象 ¥2,932
内消費税等 ¥267)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,068

現金で売上(現金)の場合の領収書は、必ずお預り・お釣りを記載してください。

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
サイトNo 5807-02 データNo7685-7687
002 2023/06/26

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政治家活動費 走行証明書 (自動二用)

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
25	大分県看護連盟と医療現場の課題について意見交換	自宅	大分市豊鏡			自宅	184 km	高速道路利用
26	令和5年度7月補正予算について佐藤知事と意見交換	自宅	大分県庁			大分市	92 km	高速道路利用
26	中津日田間高規格道路の整備促進について地域住民と意見交換	大分市	中津土木事務所			自宅	125 km	高速道路利用
28	第2回定例会に提案される議案について担当職員から聞き取り調査	自宅	県議会			自宅	184 km	高速道路利用
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							585 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党
議員名 中野哲朗

令和5年6月24日

大分県議会議長 殿

令和5年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成28年7月	令和7年6月19日	34km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年7月分】

口	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					議会研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務研費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	225,905														
20	事務所及び駐車場賃貸料 (8月分)		37,235	188,670							37,235							7-1
28	事務所備品購入費		87,175	101,495									87,175					7-2
31	自動車燃料代(7月分)		3,431	98,064	3,431													購入明細
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
			0	98,064														
	月計	0	127,841	98,064	3,431	0	0	0	0	0	37,235	87,175	0	0	0	0	0	

整理番号 7-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取引日	取引店・口座番号	ご利用内容
05-07-20	0038004	お振込み
取引銀行	取引店	口座番号
お取扱金額(枚)		お取引金額
万円	千円	円
5万円	5千円	5千円
千円	500円	100円
		手数料 ¥73,700
		おつり ¥770
		¥530
元 幣 銭 高		
ご案内・お受取人		
[Redacted]		
ヒカリコウサン(カ) 様		
ご依頼人		
ナカノ テツロウ 様		
電話番号 [Redacted]		
取引時刻	17:14	振込日
伝送番号	000244	
	003609	
[Redacted]		
印紙税申告納付につき、本券を税務署承認済		

事業名、用途及び内容等

(内訳)

事務所賃貸料 (令和5年8月分)	62,700 円
事務所駐車場賃貸料 (令和5年8月分)	11,000 円
振込手数料	770 円
計	74,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (37,235 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 7-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

お客様

手数料区分 振込 振替
 振込金受取簿（現金・利付証券等）
 振込受取簿（現金・利付証券等）
 振込受取簿（現金・利付証券等）
 振込受取簿（現金・利付証券等）

振込手数料 円 550

お振込先
 支店 金額 円 173,800

お振込先
 〒 カワト シキカ イシノ カカ シヤ

お振込先
 (株) かげし屋 様へ

お振込先
 〒 ナカリ テソロウ

お振込先
 中野 哲朗 様から

お振込先
 〒

○振込先銀行へは受取人名のほか振込理由・口座番号を告知します。
 また受取人名はカナ文字により送信します。
 ○振込金額に記数相違等の不備があった場合には、領収書のために相違が選取
 することがあります。
 ○やむを得ない事由による過徴税額・徴税の相違等によって振込が滞りするこ
 とがありますのでご了承ください。

当行をご利用いただきありがとうございます。
 お振込は、ATMが簡単、便利です。ご利用ください。



領収日
5.7.28

事業名、用途及び内容等

(内訳)	事務所用デスク (2台)	112,000 円
	事務所用イス (2脚)	46,000 円
	消費税	15,800 円
		173,800 円 -①
	振込手数料	550 円 -②
		①+②= 174,350 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (87,175 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年7月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
2日	18.64	3,000	コスモ石油販売㈱ S&CCS元町	1
2日	15.50	2,681	合谷石油有限会社 中津江SS	2
14日	29.27	5,005	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	3
20日	5.41	1,000	東九州石油㈱ 大分インターSS	4
20日	26.78	4,445	株式会社三笥石油 セルフ三和SS	5
26日	28.27	4,947	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	6
計		21,078 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	35,218 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	37,791 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,573 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	419 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1628	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,431 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 注2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 注3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 注4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 注5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年7月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1



納品書 (領収書)

コスモ石油販売 (株) 九州カンパニー
S&CCS元町
大分県日田市 南元町
3-30
TEL:0973-58-9941 SS-095836
FAX: 0973-22-2066

2023年07月02日 08:14 伝票No. 0163
通番2451

様 *

61-09583-000003-001
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P01 ¥3000
数量 18.64(L)

合計 ¥3,000

(内ガソリン税 253.8 ¥1003)
(内税分消費税 ¥273)
(10%税込対象額 ¥3000)
(10%消費税 ¥273)

お預金 ¥3,000
お釣り ¥0

8276-8276 01 2023/07/02

上記にて領収書に替えさせていただきます

領収書番号 2



納品書 (領収書)

2023年07月02日 13:18

売上 様 M
上

6-950009-00016-001

現金フリー
車両番号 実車番

0026-00
レギュラーガソリン P-01
15.50L *

173円 ¥2,681

合計 ¥2,681

(消費税10%対象 ¥2,681)

内消費税等 ¥244

現金フリー

合谷石油 株式会社 中津 ISS

大分県 日田市

中津江村栃野2660 /

TEL:0973-54-3524 SS 950009

サイトNo 5753-01 FAX:0973-5855-5857

002M G 2023/07/02

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年7月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 3

ENEOS

納品書 (領収書)

2023年07月14日 17:37

売上
現金ノリ 様名
6-950131-09001-000
現金ノリ
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P17
29.2リ
171円 ¥5,005
(内ガソリン税53.80円 ¥1,575)
合計 ¥5,005
(消費税10%対象 ¥5,005)
内消費税等 ¥455
お預り ¥10,000
お釣り ¥4,995

本日付与されたポイントは2〜3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、にポイントが
加算されないことがあります
詳細はにてご確認ください。

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2373 SS:950131
LINE:3567-06 LINE:3459-3461
00 2023/07/14

領収書番号 4



納品書 (領収書)

売上
2023年07月20日 15:44
キャッシュカード 様

現金固定
61-01113-000027-001 手

レギュラーガソリン P-6 内税 10%
5.41L @185.00 ¥1000
11200.00

合計 ¥1,000

(内消費税等 ¥91)
(内ガソリン税 @53.80 ¥291)
※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-9000 5千-4000

2023/07/20 (075408)
京九州石油(株) (大分伊予SS)

大分市大字三芳字西園1773
TEL097-543-1459
担当:

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年7月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 5

領収書番号 6

株式会社 三笠石油

納品書(領収書)

売上

2023年07月20日 17:35

現金フリー

現金カード

0-897552-90006

手0001

レギュラー

P-5 内税 10%

26.78L @168.00 ¥4499

-2.00 -¥54

(小計) ¥4445

00120.00

合計

¥4,445

(内消費税等 ¥404)

(内ガソリン税 @53.80 ¥1,441)

※上記にて領収番とさせていただきます。

お預かり ¥10000

お釣り銭 ¥5555

2023/07/20 (897552)

株式会社 三笠石油

セルフ三和SS

大分県日田市財津町2639-1

TEL0973-24-3633

シートNo. 9022-02

ENEOS

納品書(領収書)

2023年07月26日 07:42

売上

現金フリー

様 M

6-950131-09001-000

現金フリー

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-05

28.27L

175円

¥4,947

(内ガソリン税53.80円

¥1,521)

合計 ¥4,947

(消費税10%対象 ¥4,947

内消費税等 ¥450)

お預り ¥10,000

お釣り ¥5,053

石田産業株式会社

セルフ天瀬SS

大分県 日田市

天瀬町馬原2102-1

TEL:0973-57-2323

SS:950131

シートNo. 6962-02

シートNo.5119-5121

002

2023/07/26

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車で用)

【令和5年7月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	大雨による被害状況の確認と対策についての意見交換	自宅	日田市上津江町			自宅	63 km	
6	日田市内の国道整備に関する要望内容についての意見交換	自宅	日田土木事務所			自宅	7 km	
8	大雨による被害状況の確認と国道整備についての意見交換	自宅	日田市大山町			自宅	29 km	
11	まちづくりに関する意見交換	自宅	日田市天瀬町			天瀬町	14 km	
11	大雨による被害状況の確認と河川改修についての意見交換	天瀬町	日田市朝日	日田土木事務所		自宅	29 km	
11	大雨による被害状況の確認と対応状況の確認	自宅	日田市中津江村	日田市上津江町		自宅	79 km	
12	大雨による被害状況の確認と対策についての意見交換	自宅	日田市大鶴	日田市小野		自宅	54 km	
15	大雨による被害状況の確認と対策についての意見交換	自宅	日田市大鶴	日田市小野	日田市清岸寺町	自宅	80 km	
23	大雨による被害状況の確認と対策についての意見交換	自宅	日田市大鶴	日田市小野		自宅	51 km	
27	大雨による避難生活への支援のあり方についての意見交換	自宅	日田市上城内町			自宅	6 km	公務前
28	大雨災害に対する県と市の対応状況の確認と意見交換	自宅	日田土木事務所	日田市役所		自宅	7 km	
							km	
							km	
計							419 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

政務活動費会計帳簿

会派名

自由民主党

議員名

中野哲朗

【令和5年8月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(用途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	98,064														
15	概算委託料	150,000	0	248,064														
17	新聞購読料 (西日本新聞 8月分)		3,900	244,164						3,900							8-1	
18	事務用品費		3,421	240,743										3,421			8-2	
21	事務所及び駐車場賃貸料 (9月分)		37,235	203,508								37,235					8-3	
21	高速道路通行料		4,580	198,928	4,580												8-4	
23	県議会通信(No.1) 印刷代金		242,000	△ 43,072				242,000									8-5	
28	県議会通信(No.1) ポストイン代金		133,886	△ 176,958				133,886									8-6	
28	県議会通信(No.1) 新聞折込代金		13,636	△ 190,594				13,636									8-7	
31	高速道路通行料		4,220	△ 194,814	4,220												8-8	
31	自動車燃料代(8月分)		4,229	△ 199,043	4,229												購入明細	
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
			0	△ 199,043														
	月計	150,000	447,107	△ 199,043	13,029	0	0	389,522	0	0	3,900	37,235	3,421	0	0			

整理番号 8-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 2023 年 8 月 分

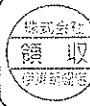
中野哲朗事務所様

品 名	部数	金 額
西日本新聞	1	3900
	1	3900

合計 3900 円

2023年 8月19日

担当印



株式会社 伊東新聞店
 日田市南元町20番20号
 (TEL) 23-3159
 ☎ 0120-64-3159

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (西日本新聞 令和5年8月分) 3,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (0 円)


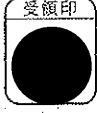
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8-2
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

令和 5 年 8 月 18 日	領 収 書	No. 125302													
中野哲朗事務助 様		収 入 印 紙													
金 額	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 10%;">7</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">8</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">2</td> </tr> </table>	7	6	8	4	2	内 訳 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 70%;">お買上げ額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金</td> <td style="text-align: right;">6842</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> </tr> </table>	お買上げ額		消費税		現 金	6842	小切手	
7	6	8	4	2											
お買上げ額															
消費税															
現 金	6842														
小切手															
但 し <input type="checkbox"/> 品用紙代 <input type="checkbox"/> 飲食料品等（軽減税率対象）		<table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">お得意様コード</td> <td style="width: 50%;">担当者コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">455560</td> <td style="text-align: center;">512</td> </tr> </table>	お得意様コード	担当者コード	455560	512									
お得意様コード	担当者コード														
455560	512														
上記正に領収いたしました															
 株式会社 かがし屋															
登録番号 T8-2900-0105-5148 〒839-1312 福岡県うきは市吉井町清瀬477-4 TEL 0943-75-2155(代) FAX 0943-76-3434 〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光2丁目13-3 福岡本社 TEL 092-472-7561 FAX 092-471-6632															
受領印 															

事業名、用途及び内容等

事務用品	A 4	500枚×10冊	4,730 円
	A 3	500枚× 2冊	2,112 円
			6,842 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,421 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8-3
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取引日	取引店・店舗番号	ご利用内容
05-08-21	0038004	お振込み
取引銀行	取引店	口座番号
お振込金額(枚)		お振込金額
万円	千円	¥73,700
千円	百円	手数料 ¥770
百円	十円	
千円	百円	
元 金 高		
ご案内・お受取人		
ヒカリフウサン(カ) 様		
ご依頼人		
ナカノ テツロウ 様		
電話番号		
取引時刻 10:19		
振込通番 000054		
002283		
印紙税 申告納付につき大分県税務署承認済		

事業名、用途及び内容等

(内訳)

事務所賃貸料 (令和5年9月分)	62,700 円
事務所駐車場賃貸料 (令和5年9月分)	11,000 円
	73,700 円 ①

振込手数料 770 円 ②

①+②= 74,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50.00%)

あん分による政務活動費の充当額 (37,235 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8-4
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本
料金所(自) 日田 料金所(至) 大分 23年 8月21日 11時27分	料金所(自) 大分 料金所(至) 天瀬高塚 23年 8月21日 16時11分
通行料金 ¥2,470-	通行料金 ¥2,110-
(ETCクレジット) 単種 1	(ETCクレジット) 単種 1
取扱番号 A01308-217096-612210 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	取扱番号 A01308-217338-358317 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料 4,580円

(県事業に関する職員との意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和5年8月22日

中野哲朗事務所 様

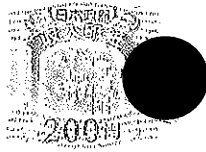
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		7	2	4	2	0	0	0

税抜価格 220000 消費税10% 22000

上記の金額正に領収いたしました。

但し 印刷代金 (通信1号)

内 訳	
現金	✓
小切手	
合計	



カワハラ企画印刷株式会社

代表取締役 川原 貴

〒877-1365 大分県日田市大字有田315番地

TEL(0973)22-124

FAX(0973)22-144



取扱者印



(御注意) 金額を訂正したものと及び取扱者印無きものは無効です。

事業名、用途及び内容等

県議会通信 (No.1) 印刷代金 (25,000部)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 8-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No015853

中野 哲朗事務所 様

金額 7/33,886

金額 7/33,886-

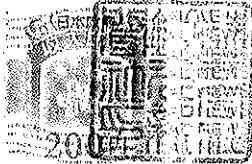
内 訳	

但し、

上記正に領収いたしました。

5 年 8 月 28 日

現金 小切手 振込
その他 ()



株式会社 地元新聞社

〒877-0071 大分県日田市玉川3丁目624-2
TEL.0973(22)5324 FAX.0973(22)6018



★取扱者印がないものおよび金額を訂正したものは無効とします。

事業名、用途及び内容等

県議会通信 (No.1) ポスティング代金 (22,130部)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8-7
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

No 01510

領 収 証

中野哲朗事務所 様

金額	¥	1	3	6	3	6	円
----	---	---	---	---	---	---	---

貼 収入印紙
付 紙

但し 9/3 折込料として
(12,397 円, 消費税10% 1,239 円)

内 訳	現金	<input checked="" type="checkbox"/>
	小切手	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>

上記の金額有難く領収致しました

2023年 8月 28日

株式会社 伊 東 新 聞 店
西日本新聞日田折込センター

登録番号：T3-3200-0100-99

大分県日田市南元町20
TEL 0973-27-6401
FAX 0973-27-6401



4.11月

事業名、使途及び内容等

県議会通信 (No.1) 新聞折込代金 (2,530部)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 8-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 天瀬高塚 料金所(至) 大分 23年 8月31日 12時31分 <hr/> 通行料金 ￥2,110- (ETC利用外) 車種 1 取扱番号 A03308-318267-464112 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 天瀬高塚 23年 8月31日 16時30分 <hr/> 通行料金 ￥2,110- (ETC利用外) 車種 1 取扱番号 A03308-318452-633315 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	--

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料 4,220円

(内外情勢調査会で佐藤知事の講演を聴講)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年8月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1日	24.71	4,324	石田産業株式会社 セルフ天瀬SS	1
10日	31.80	5,660	日田石油販売(株) 日田SS	2
18日	30.50	5,429	日田石油販売(株) 日田SS	3
24日	14.79	2,677	株式会社三管石油 セルフ三和SS	4
計		18,090	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	37,791 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	39,707 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,916 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	448 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2338	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,229円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年8月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1

領収書番号 2

ENEOS

納品書(領収書)

2023年08月01日 07:49

売上
現金フリー 様 M
6-950131-09001-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-05
24.71L *
175円 ¥4,324
(内ガソリン税53.80円 ¥1,329)
合計 ¥4,324
(消費税10%対象 ¥4,324
内消費税等 ¥393)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,676

〒11000000 東京都千代田区千代田 1-1-1

石田産業株式会社 セルフ天瀬SS
大分県 日田市
天瀬町馬原2102-1
TEL:0973-57-2323 SS-950131
レシートNo 1878-02 データNo1607-1609
00 2023/08/01

ENEOS

領収書

日田石油販売(株)
日田SS
日田市竹田新町1-1
TEL:0973-22-6255
2023/08/10(木)13:22
上 様
4-811090-00051 193105 0000
売上 現金 手
レギュラー
021000 ¥5660
31.80L @178.0 L-2 N-2
小計 ¥5,660
(10%対象 ¥5,660
内消費税 ¥515)
合計 ¥5,660
上記にて領収書とさせていただきます
No.6077 担当:0010
POS番号01
2023/08/10

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年8月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 3

領収書番号 4

ENEOS

株式会社 三井石油

納品書(領収書)

領収書

日田石油販売(株)
日田SS
日田市竹田新町1-1
TEL:0973-22-6255
2023/08/18(金)09:51

上様
4-811090-00051 193105 0000
売上 現金 手
レギュラー
021000 ¥5429
30.50L @178.0 L-1 N-1

小計 ¥5,429
(10%対象 ¥5,429
内消費税 ¥494)
合計 ¥5,429

上記にて領収書とさせていただきます
No.7013 担当:0001
POS番号01
2023/08/18

売上
2023年08月24日 14:59

現金711 様

現金引-J 手0001
0-897552-90006

レギュラー P-6 内税 10%

1479L @183.00 ¥2707

-2.00 -¥30

(小計) ¥2677

00120.00

合計 ¥2,677

(内消費税等 ¥243)

(内消費税 ¥796)

※上記にて領収書とさせていただきます。

お預かり ¥4000 お釣り銭 ¥1329

2023/08/24 (897552)

株式会社 三井石油

セルフ三和SS

大分県日田市財津町2639-1

TEL0973-24-3633

引No.0062-03

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動利用)

【令和5年8月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考	
			目的地1	目的地2	目的地3				
			自動車登録番号						
4	大雨による被害状況の確認と対策についての意見交換	自宅	日田市山田町			事務所	14 km		
8	大雨による被害状況の確認に基づく対応を県職員と意見交換	自宅	日田土木事務所			自宅	7 km		
10	『進撃の巨人』を活用した地方創生の取組の現地調査と意見交換	自宅	日田市大山町			大山町	8 km		
10	東九州新幹線の整備に関する意見交換	大山町	日田市隈町			自宅	13 km		
10	林業・木材産業の担い手確保に関する意見交換	自宅	日田市東有田			自宅	10 km		
21	県事業に関する職員との意見交換	自宅	県議会			自宅	184 km	高速道路利用	
23	国道212号線の整備促進に向けて関係機関と意見交換	自宅	日田市三本松			自宅	5 km		
24	空き家及び鳥獣被害対策についての現地調査と意見交換	事務所	日田市大山町			自宅	25 km		
31	内外情勢調査会で佐藤知事の講演を聴講	事務所	大分市田室町			事務所	182 km	高速道路利用	
							km		
							km		
							km		
							km		
計								448 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年9月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	△ 199,043														
1	概算委託料	100,000	0	△ 99,043														
1	高速道路通行料		4,580	△ 103,623	4,580												9-1	
4	コピー機リース料 (8~9月分)		15,400	△ 119,023								15,400					9-2	
8	自民党県議会レポート (No.22)新聞折込代金		12,772	△ 131,795			12,772										9-3	
8	新聞購読料 (西日本新聞 9月分)		3,900	△ 135,695						3,900							9-4	
9	高速道路通行料		3,240	△ 138,935	3,240												9-5	
12	高速道路通行料		4,290	△ 143,225	4,290												9-6	
15	概算委託料	150,000	0	6,775														
21	事務所及び駐車場賃貸料 (10月分)		37,235	△ 30,460									37,235				9-7	
30	自動車燃料代(9月分)		6,611	△ 37,071	6,611												購入明細	
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
			0	△ 37,071														
	月計	250,000	88,028	△ 37,071	18,721	0	12,772	0	0	0	0	3,900	37,235	15,400	0	0		

整理番号	9-1
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 天瀬高塚 料金所(至) 大分 23年 9月 1日 9時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,110-</p> <p>(ETCクレジット) 単種 1</p> <p>取扱番号 A10309-017737-023227</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 臼田 23年 9月 1日 16時49分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥2,470-</p> <p>(ETCクレジット) 単種 1</p> <p>取扱番号 A10309-017763-395028</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	---

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料 4,580 円
(中津日田間地域高規格道路促進期成会役員と佐藤知事を訪ねて意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (0 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	9-2	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
9 05-09-04	200	¥30,800	リコーリース（カ） [REDACTED]
事業名、使途及び内容等			
コピー機リース料（令和5年8～9月分）		30,800 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率		（ 50.00% ）	
あん分による政務活動費の充当額		（ 15,400 円）	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		（ 円）	

整理番号	9-3
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

No 01523

領 収 証

中野哲朗事務所 様

貼 収入
付 印紙

金額	¥	1	2	7	7	2	円
----	---	---	---	---	---	---	---

但し 9/10折込料と記
(1,613 円, 消費税10% 1,159 円)

内 訳	現金	<input checked="" type="checkbox"/>
	小切手	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>

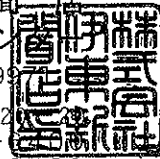
上記の金額有難く領収致しました

2023年 9月 8日

株式会社 伊東新聞 店
西日本新聞日田折込セン

登録番号：T3-3200-0100-99

大分県日田市南元町20
TEL 0973-27-
FAX 0973-27-6401



4.11月

事業名、使途及び内容等

自民党県議会レポート (No.22) 新聞折込代金 (2,370部)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (0 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	9-4
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

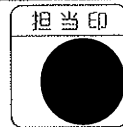
領 収 証 2023年9月分

中野哲朗事務所様

銘	柄	部数	金額
西日本新聞	*	1	3,900
*軽減税率対象			

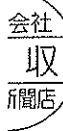
合 計
¥3,900 円

2023年9月8日



御購置ありがとうございました

株式会社 伊東新聞店
 日田市南元町20番20号
 (TEL) 23-3159
 ☎ 0120-64-3159



事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (西日本新聞 令和5年9月分) 3,900 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (0 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 (円)

整理番号 9-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 天瀬高塚
 料金所(至) 大分米良
 23年 9月 9日 7時58分
 割引前料金 ￥2,320-
 割引△ ￥700-
 通行料金 ￥1,620-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
 A48309-094555-868330 **確**

※通行料金は消費税率10%対象です。
 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 大分米良
 料金所(至) 天瀬高塚
 23年 9月 9日 11時13分
 割引前料金 ￥2,320-
 割引△ ￥700-
 通行料金 ￥1,620-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
 A48309-094555-870930 **確**

※通行料金は消費税率10%対象です。
 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

事業名、用途及び内容等

高速道路通行料 3,240 円
 (県民スポーツ大会開会式に出席し、スポーツ振興について意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	9-6
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 日田 料金所(至) 大分 23年 9月12日 9時44分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,470-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A03309-120323-778215</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 中津 23年 9月12日 14時22分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,820-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A03309-120510-509118</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	---

事業名、使途及び内容等

高速道路通行料 4,290 円

(第3回定例会に提案される議案について担当職員から聞き取り調査)
(中津日田間高規格道路の整備促進について地域住民と意見交換)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗

【令和5年9月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1日	26.74	5,000	株式会社三管石油 セルフ三和SS	1
10日	10.75	2,000	日田石油販売㈱ 日田SS	2
12日	5.21	1,000	有限会社荒瀬石油 中津南SS	3
12日	27.82	5,147	株式会社三管石油 セルフ三和SS	4
29日	11.11	2,000	株式会社三管石油 セルフ三和SS	5
計		15,147	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	39,707 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	41,251 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,544 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	674 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4365	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,611 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年9月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 1

領収書番号 2

株式会社 三笥石油

納品書(領収書)

売上
2023年09月01日 16:59

現金フリー 様

現金71-J
0-897552-90006 手0001

レギュラー P-5 内税 10%
26.74L @187.00 ¥5000
00120.00

合計 ¥5,000

(内消費税等 ¥455)
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,439)

※上記にて領収書とさせていただきます。

お預かり ¥5000 お釣り銭 ¥0

2023/09/01 (897552)

株式会社 三笥石油
セルフ三和SS
大分県日田市財津町2639-1
TEL0973-24-3633

サイトNo. 0009-02

ENEOS

領収書

日田石油販売(株)
日田SS
日田市竹田新町1-1
TEL:0973-22-6255
登録番号:T4320001010169
2023/09/10(日)10:30

上 様

4-811090-00051 193105 0000

売上 現金 手

レギュラー

021000 ¥2000

10.75L L-1 N-1

小計 ¥2,000

(10%対象 ¥2,000)

内消費税 ¥182)

合計 ¥2,000

上記にて領収書とさせていただきます

No.0047 担当:0001

POS番号01

2023/09/10

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年9月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 3

領収書番号 4

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月12日 16:31

売上
現金会員 様 M
6-950139-49992-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー *P-01
5.21L *
192円 ¥1,000
(内ガソリン税53.80円 ¥280)
合計 ¥1,000
(消費税10%対象 ¥1,000)
内消費税等 ¥91)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社荒瀬石油 中津南SS
大分県 中津市
万田字於ブク552-1
TEL:0979-22-8167 SS-950139
登録番号: T3320002020374
レシートNo 2218-17 データNo1031-1033
005 2023/09/12

株式会社 三笈石油

納品書(領収書)

売上
2023年09月12日 17:28

現金フリー 様

現金引-J 手0001
0-897552-90006
レギュラー P-2 内税 10%
27.82L @187.00 ¥5203
-2.00 -¥56
(小計) ¥5147
00120.00

合計 ¥5,147

(内消費税等 ¥468)
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,497)
※上記にて領収書とさせていただきます。

お預かり ¥10000 お釣り銭 ¥4853

2023/09/12 (897552)

株式会社 三笈石油
セルフ三和SS
大分県日田市財津町2639-1
TEL0973-24-3633

レシートNo. 0017-01

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和5年9月分】

議員名 中野哲朗

領収書番号 5

領収書番号 6

株式会社 三笈石油

納品書(領収書)

売上
2023年09月29日 14:08

様

現金固定J
1-897552-00003 0000

レギュラー P-2 内税 10%
11.11L @180.00 ¥2000
00120.00

合計 ¥2,000
(内消費税等 ¥182)
(内ガソリン税 @53.80 ¥598)
※上記にて領収書をお付けいたします。

お預かり ¥2000 お釣り銭 ¥0

2023/09/29 (897552)
株式会社 三笈石油
セルフ三和SS
大分県日田市財澤町2639-1
TEL0973-24-3633
レシートNo. 0058-01

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年9月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
1	中津日田間地域高規格道路促進期成会 役員と佐藤知事を訪ねて意見交換	自宅	大分県庁			事務所	186 km	高速道路利用
3	地域振興について住民と意見交換	自宅	日田市大山町			自宅	14 km	
7	道路整備等について現地調査を行い、 住民と意見交換	自宅	日田市前津江町			自宅	29 km	
9	県民スポーツ大会開会式に出席し、 スポーツ振興について意見交換	自宅	大分市			自宅	194 km	高速道路利用
12	第3回定例会に提案される議案に ついて担当職員から聞き取り調査	事務所	県議会			大分市	95 km	高速道路利用
12	中津日田間高規格道路の整備促進に ついて地域住民と意見交換	大分市	中津土木事務所			事務所	127 km	高速道路利用
21	県政ふれあい対話に参加し、農政及び 林政について地域住民と意見交換	事務所	日田市小迫町	日田市東有田		事務所	15 km	
24	地域振興について住民と意見交換	自宅	日田市大山町			自宅	14 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							674 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 自由民主党

議員名 中野哲朗